

令和5年第1回

土浦市農業委員会臨時総会議事録

1 開会の日時および場所

令和5年7月20日（木） 午前10時20分
男女共同参画センター 研修室

2 議事日程

- 第1 会長の選出について
- 第2 議席の指定
- 第3 会長職務代理者の選出について
- 議案第25号 農地利用最適化推進委員の選出について

3 出席した委員

1番	下村	幸男	2番	大和田	一夫	3番	山口	貴士
4番	萩島	一郎	5番	飯塚	利之	6番	浅野	均治
7番	塙	佳樹	8番	柴沼	栄	9番	菅谷	幸治
10番	飯島	栄	11番	川村	剛久	12番	岩瀬	守

4 説明のため出席した者

事務局長 坂本 直親 農地係長 室町 直宏 主任 中村 裕一
主事 中野 沙耶香 主事 小岩 友義

5 総会の大要

午前10時40分閉会

坂本局長	<p>この度の臨時総会は改選後初めての総会でありますので、会長が選出されるまでの間、「地方自治法第107条」の規定を準用し、年長委員が臨時に議長の職務を行うことになっております。ご出席委員の中で年長委員は岩瀬委員でございます。会長選出まで岩瀬委員に臨時議長をお願いいたします。</p>
臨時議長	<p>只今ご指名をいただきました岩瀬です。会長が選出されるまで臨時議長を務めさせていただきますので、ご協力の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>只今の出席委員は12名で欠席委員はおりません。よって、出席者が委員の過半数を超えたので総会は成立いたしました。これより、令和5年土浦市農業委員会第1回臨時総会を開会いたします。</p> <p>議事進行の必要上、只今ご着席の議席を仮議席として指定させていただきます。</p> <p>それでは、臨時総会にあたり、招集者であります土浦市を代表し、東郷副市長よりご挨拶をいただきます。</p>
	(東郷副市長あいさつ)
臨時議長	<p>ありがとうございました。続きまして市執行部の紹介を事務局長よりお願いいたします。</p>
	(事務局長より市執行部の紹介)
臨時議長	<p>ありがとうございました。ここで、東郷副市長以下、市執行部の皆様は公務が控えてございますので退席となります。ありがとうございました。</p> <p>本日は改選後最初の総会でございます。最初の顔合わせとなりますので、仮議席順に委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。1番 下村委員からお願いいたします。</p>
	(各委員の自己紹介)
臨時議長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>議事日程第1 「会長の選出について」を上程いたします。</p> <p>会長の選出は「農業委員会等に関する法律第5条第2項」及び「土浦市農業委員会規則第2条第2項」により委員の互選、もしくは指名推薦で選出することができると定められておりますが、どちらにいたしますか。</p>
菅谷委員	指名推薦でいかがでしょうか。
臨時議長	只今、指名推薦との意見がありましたら、ご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
臨時議長	ご異議がないようですので、指名推薦により会長を選出することに決定いたします。指名推薦の方法は、「地方自治法第118条第3項」を準用し、指名されたものは委員全員の同意を得たとき当選人となります。それでは、ご指名をお願いいたします。
菅谷委員	川村委員を推薦したいと思います。
臨時議長	菅谷委員から、会長に川村委員とご指名がありましたが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
臨時議長	ご異議なしということで、会長は川村委員に決定いたしました。 以上をもちまして、臨時議長の職務を終わりましたので、議長の職を会長と交代いたします。
坂本局長	岩瀬委員、臨時議長お疲れさまでした。(臨時議長退席) それでは、川村会長からご挨拶をいただきたいと思いますので、議長席の方にご移動をお願いいたします。
川村会長	只今、会長に指名されました川村です。先程、挨拶の中で申し上げたように、法律がどのように変わっていくのかも予想できませんし、現状で運用をしっかりとやっていかなければいけないと思っています。前高橋会長が有能な方だったので、私はそこまでおよびませんが皆様のご協力を得まして、又事務局と一緒に農業委員会を進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
坂本局長	会長ありがとうございました。それでは川村会長、議事進行の方をお願いいたします。
議長	日程第2「議席の指定」を行います。 「土浦市農業委員会規則第9条」の規定により、只今ご着席の議席を指定いたします。 次に議事録署名委員を1番 下村委員、2番 大和田委員にお願いいたします。 次に日程第3「会長職務代理者の選出について」を上程いたします。 会長職務代理者の選出は「農業委員会等に関する法律第5条第5項」及び「土浦市農業委員会規則第3条」により委員の互選、もしくは指名推薦で選出することができると定められておりますが、どちらにいたし

	ますか。
塙 委 員	指名推薦でお願いします。
議 長	指名推薦との意見がありましたが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしということで、指名推薦により会長職務代理者を選出することに決定いたします。指名推薦の方法は、「地方自治法第118条第3項」を準用し、指名されたものは委員全員の同意を得たとき当選人となります。それでは、ご指名の程お願いいたします。
塙 委 員	これまでの農業委員会の経験から、岩瀬委員を職務代理者に推薦します。
議 長	只今、塙委員から、会長職務代理者に岩瀬委員という意見がありました、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしということで、会長職務代理者は、岩瀬委員に決定いたしました。それでは、岩瀬委員からご挨拶をいただきたいと思います。
	(岩瀬会長職務代理者あいさつ)
議 長	それでは議事に入ります。議案第25号「農地利用最適化推進委員の選任について」を上程いたします。推進委員については、「推進委員候補者評価委員会設置要項第3条」の規定により、会長を含めた7名の評価委員を会長が任命し、委員候補の評価を行うこととなっています。議案書記載のとおり、10名の定員に対し、11名の応募がありました。よって定員を超えていたため、評価委員会を開催いたします。
	ここで、評価委員を任命します。岩瀬会長職務代理者、飯島委員、菅谷委員、柴沼委員、塙委員、浅野委員を任命します。
	それでは、総会は暫時休憩といたします。休憩中に評価委員会を農業委員会室にて開催いたしますので、先程指名した評価委員はご移動をお願いします。
	(暫時休憩)
議 長	それでは議事を再開いたします。
	さきほど評価委員会を開催した結果、推進委員は、新治地区は記載の3名、土浦南地区は記載の2名、土浦北地区は記載の2名、上大津地区

	は〇〇前委員を除く3名、以上10名を選出いたしました。いかがでしょうか。
萩島委員	前委員が抜けて、新しい方が2名入るということですが、どのような理由があるのですか。
事務局	推進委員の応募につきましては、応募資格者というのがございます。それに適さない者に該当しています。
議長	10名の方を推進委員に選出いたしましたが、いかがでしょうか。 (異議なしの声あり) ご異議なしということで、議案第25号は、以上の10名に決します。 以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。 これにて、令和5年第1回土浦市農業委員会臨時総会を閉会いたします。

令和5年7月20日

議長

署名人

1番

2番